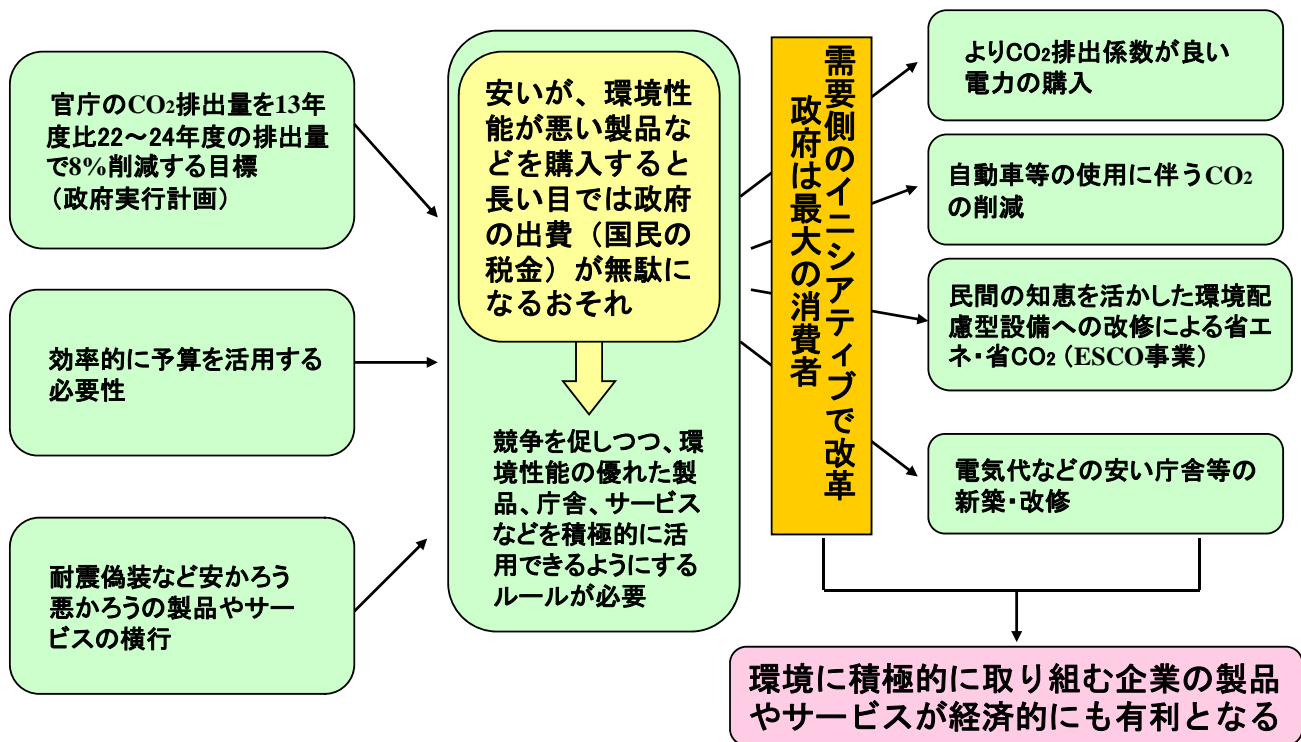


環境配慮契約法・ 基本方針の概要

環 境 省

環境配慮契約法が必要となる背景



国及び地方公共団体の最終消費支出：GDPの約4分の1弱

環境配慮契約法の構造

平成19年11月22日施行

目的（第1条）

国等の契約において、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた物品や役務等を供給する者を契約相手とする仕組みを作る



- ・国等の環境負荷（温室効果ガス等の排出）の削減
- ・環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

国及び独立行政法人等

責務（第3条）

- エネルギーの合理的かつ適切な使用等（需要面）
- 環境配慮契約の推進（供給面）

「基本方針」の策定（第5条）

- ・環境配慮契約の推進に関する基本的事項
- ・重点的に配慮すべき契約 等

各省大臣等は、基本方針に従い、環境配慮契約の推進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない（第6条）
各大臣等は、環境配慮契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表（第8条）

環境大臣が各大臣等に必要な要請（第9条）

基本方針

電力購入契約における二酸化炭素排出量等の考慮

自動車など物品の購入契約におけるランニングコストの考慮

ESCO事業による設備等の改修（注）長期契約が締結できる旨を法律に規定（第7条）

庁舎設計等建築物に関する契約における企画競争

など

- ◆各省がばらばらに取り組むのではなく、基本方針に基づき政府が一体となって取り組む。

地方公共団体等

責務（第4条）

- エネルギーの合理的かつ適切な使用等
- 環境配慮契約の推進

環境配慮契約の推進契約推進方針の作成等（第11条）

情報の整理等

（第10条）

国等における環境配慮契約に関する状況等について整理、分析、情報提供

公正な競争の確保、エネルギーなど他の施策との調和の確保（第12条・第13条）

電気の供給を受ける契約における「総合評価落札方式」は今後の検討課題とし、当分の間は「裾切り方式」による（附則第3・4条）

スケジュール(20年度)

- 8月18日 第1回検討会
自動車・OA機器の2つのワーキンググループを設置
(11月まで開催)
- 12月19日～平成21年1月18日
パブリックコメント
- 1月27日 第3回検討会
基本方針(案)をとりまとめ
- 2月6日
基本方針 閣議決定

検討会委員(20年度)

- 山本 良一 東京大学教授
(検討会 座長)
- 乙間 末廣 北九州市立大学教授
- 鈴木 恭蔵 東海大学教授
- 碓井 光明 明治大学教授
- 坂本 雄三 東京大学教授
- 野城 智也 東京大学教授
- 山地 憲治 東京大学教授
- 大聖 泰弘 早稲田大学教授
(自動車WG座長)
- 秋鹿 研一 放送大学教授
(OA機器WG座長)

ワーキンググループ委員(20年度)

①自動車ワーキンググループ

- ◎大聖 泰弘(早稲田大学教授)
- ・浅川 和仁((社)日本自動車工業会)
 - ・和泉澤 衛(東京経済大学教授)
 - ・笹之内 雅幸(トヨタ自動車(株))
 - ・八谷 道紀(日産自動車(株))
 - ・水戸部 啓一(本田技研工業(株))
 - ・和田 政信(日本自動車輸入組合)

②OA機器ワーキンググループ

- ◎秋鹿 研一(放送大学教授)
- ・岡本 益直(東芝テック(株))
 - ・笠間 信裕(キヤノン(株))
 - ・今野 隆哉((株)リコー)
 - ・須藤 豪男((社)ビジネス機械・情報システム産業協会)
 - ・谷口 明彦(シャープ(株))
 - ・土屋 正壽((社)電子情報技術産業協会)
 - ・樋口 忠宏(情報通信ネットワーク産業協会)
 - ・舟谷 光次(富士ゼロックス(株))
 - ・古川 靖洋(関西学院大学教授)
 - ・松浦 啓二(京セラミタ(株))
 - ・八幡 健一(セイコーエプソン(株))

◎は座長・検討会委員

基本方針の概要

平成21年2月6日
閣議決定

①電気の供給を受ける契約

入札に参加しようとする電力会社について、電力のCO₂排出係数、環境負荷の低減に関する取組の状況の評価し、入札参加資格を付与する方式(裾切り方式)の拡大を図る。【入札参加資格で環境に配慮した一般競争入札】

②自動車の購入及び賃貸借に係る契約

入札価格に加えて環境性能(燃費)を考慮して総合的に評価する契約方式を整理。【総合評価落札方式】

③ESCO(省エネルギー改修)事業に係る契約

法律により国庫債務負担行為が延長されたことに伴い適切なESCO事業の進め方を整理するとともに、設備更新を伴う場合も対象とするESCO事業に含まれることを明確化し、効果的な活用を図る。【国の機関の場合は原則として総合評価落札方式】

④建築物の設計に係る契約

建築物の環境性能に最も大きな影響を及ぼす設計段階について、設計者の能力を評価する際に環境配慮技術の評価項目に含めることとする。【プロポーザル方式】

上記4分野は、政府実行計画の温室効果ガス総排出量の6割程度に関係。契約法により、政府実行計画に基づく削減目標を「より確実に達成し、更なる削減に努める」(基本方針より抜粋)。

①電気の供給を受ける契約【裾切り方式】

環境に配慮した電力購入の必要性～環境省の取組を例に～

目標：政府全体の温室効果ガス排出量の**7%削減**(2006年度排出量/01年度比)
(地球温暖化防止のための政府実行計画(閣議決定)に基づく目標)

環境省の目標：環境省は、同じく**7%削減**を目標として設定

環境省の実績：06年度排出量は**-9.7%**(目標達成)

05年度は**+7.3%** そこから激減(前年度比**-16%**)させた。

電気由来排出量の算出

算定式：電気使用量(kWh) × 排出係数(kg-CO2/kWh) = 排出量(kg-CO2)

05年度 1,446万kWh × 0.384 kg-CO2/kWh = 556万kg-CO2

06年度 1,139万kWh × 0.404 kg-CO2/kWh = 460万kg-CO2

○ 電気使用量は大幅減 **-21%**

× 他方、排出係数の悪化 **+5.2%** により削減効果が一部相殺

(仮定)排出係数が悪化せず0.384を維持 → 437万kg-CO2となり、更に4%上積み

排出係数の大きな電力を購入すると、電気代の支払いは減っても、増加するCO2排出量を減らすための別の対策の実施が必要となり、全体ではかえって負担が増えるおそれ。

電力使用量の削減だけでなく、電力の購入(入札)方式の省CO2化が必要

温室効果ガス削減に寄与できる裾切り方式の活用

70点以上の点数を取れたら入札参加可能

一定の環境配慮をしながら電力供給を行っている事業者と契約

評価項目

- ◇ 二酸化炭素排出原単位 (60～70)
- ◇ 新エネの導入状況 (20～15)
- ◇ 未利用エネの利用 (20～15)

+

- ◇ グリーン電力証書 (10点程度)

電力の安定供給に配慮
公正な競争を確保
(複数事業者が参入できる範囲)
新エネルギー・未利用エネルギーの利用促進に配慮

新エネの拡大に貢献
政府に譲渡し再利用なし



電力入札における「裾切り方式」の活用例

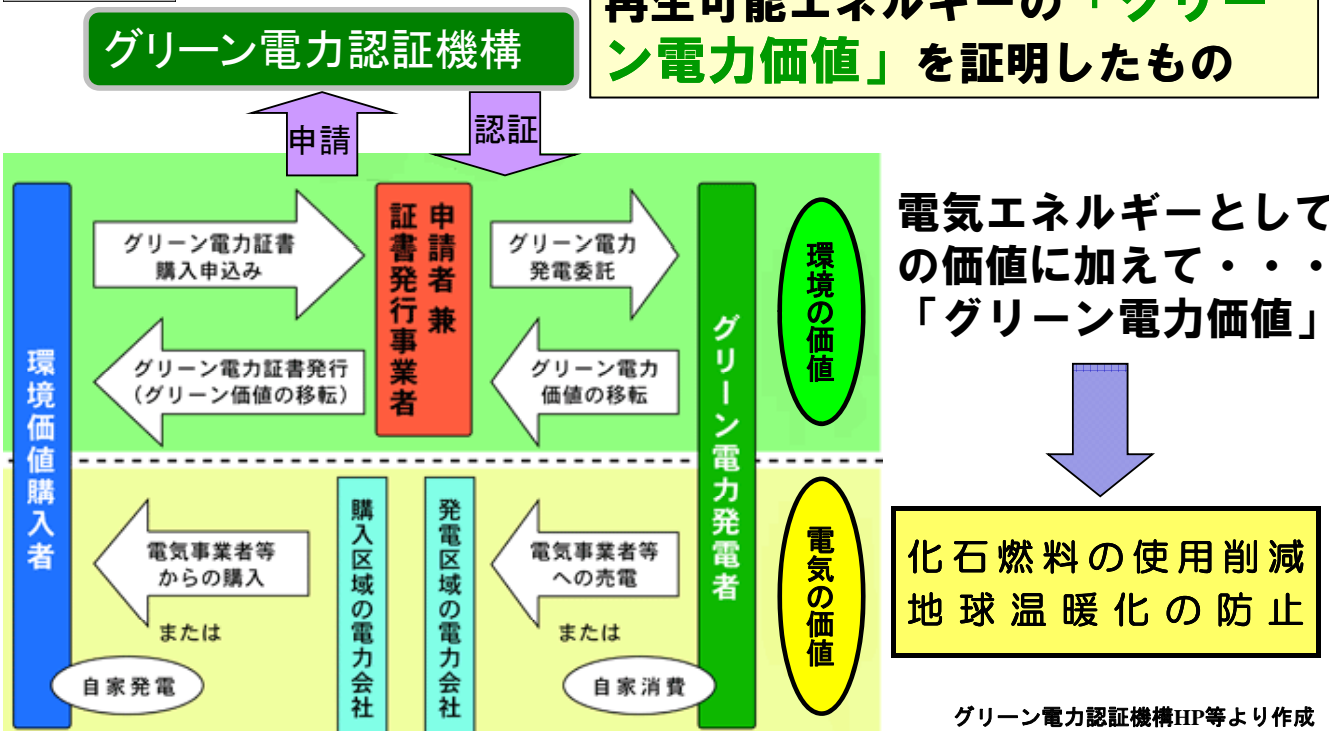
要素	区分		配点
① 前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.225未満		70
	0.225以上	0.250未満	65
	0.250以上	0.275未満	60
	0.275以上	0.300未満	55
	0.300以上	0.325未満	50
	0.325以上	0.350未満	45
	0.350以上	0.375未満	40
	0.375以上	0.400未満	35
	0.400以上	0.425未満	30
	0.425以上		25
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上		15
	0.675%以上	1.35%未満	10
	0%超	0.675%未満	5
	活用していない		0
③ 前年度の新エネルギー導入状況	1.0倍以上		15
	0.8倍以上	1.0倍未満	5
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%		10
	2.5%		5

◎70点を超える電気事業者に入札参加資格を与える
 → 東京電力、GTFグリーンパワーなど4~5社程度が入札可能
 その後は価格競争(一般競争入札)

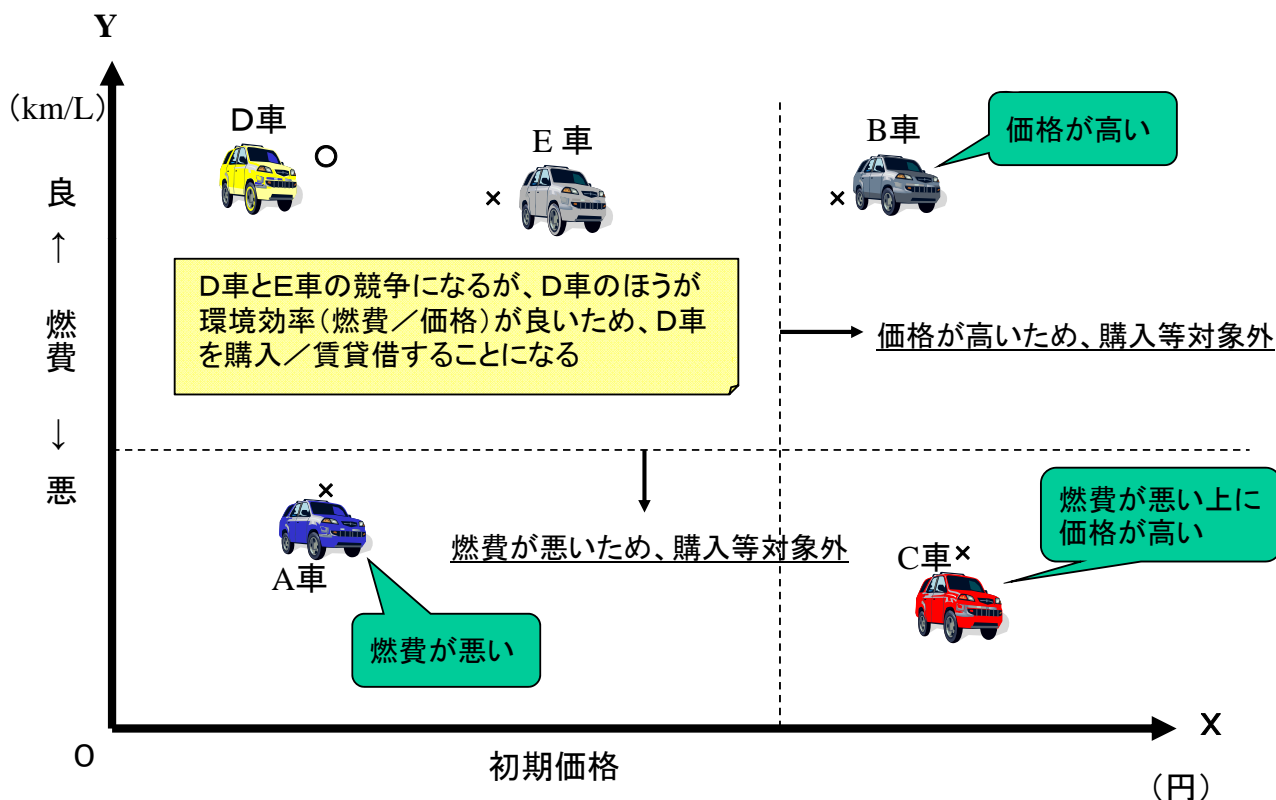


グリーン電力証書とは

風力、太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーの「**グリーン電力価値**」を証明したもの



②自動車の購入及び賃貸借に係る契約【総合評価落札方式】



グリーン調達2法に基づく2段階の環境配慮

①グリーン購入法による「裾切り」

2,000ccクラスの場合、約11.7 km/Lを超えた車のみが入札可能

②環境配慮契約法に基づく総合評価落札方式

価格と環境性能(燃費)を総合的に評価し、最も優れた車を購入・賃貸借

■ 総合評価落札方式

総合評価落札方式の計算式

最も評価値の高い者と契約

$$\text{評価値} = \frac{\text{得点}}{\text{価格点}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{価格点}}$$

裾切り要件を満たすと100点

例えば、燃費1km/Lについて2.5点を加算(裾切り要件を0点)

例えば、1万円を1点にするなど入札価格を点数化

自動車の購入における「総合評価落札方式」の具体例

具体例

A・Bの2つの自動車の入札があった場合

A車：燃費29.6 km/ℓ 入札価格263万円（ハイブリッド車）

B車：燃費12.8 km/ℓ 入札価格193万円

→入札価格と環境性能を総合的に評価し、A車が高得点となり落札

総合評価落札方式の詳細

$$\text{A車：加算点} = \text{加算点の満点} 50 \text{点} \times \frac{\text{A車の燃費} 29.6 - \text{燃費基準値} 11.7}{\text{燃費目標値} 29.6 - \text{燃費基準値} 11.7} = 50 \text{点}$$

$$\frac{\text{標準点} 100 \text{点} + \text{加算点} 50 \text{点}}{\text{価格点} 263 \text{万円}} = \text{評価値} 0.570$$

$$\text{B車：加算点} = \text{加算点の満点} 50 \text{点} \times \frac{\text{B車の燃費} 12.8 - \text{燃費基準値} 11.7}{\text{燃費目標値} 29.6 - \text{燃費基準値} 11.7} = 3.1 \text{点}$$

$$\frac{\text{標準点} 100 \text{点} + \text{加算点} 3.1 \text{点}}{\text{価格点} 193 \text{万円}} = \text{評価値} 0.534$$

③ESCO（省エネルギー改修）事業に係る契約

◇国の機関で停滞しているESCO事業の推進

※ESCO事業とは、改修等により省エネを進めるもので、光熱費等の削減額でESCO事業の経費をまかなう事業。

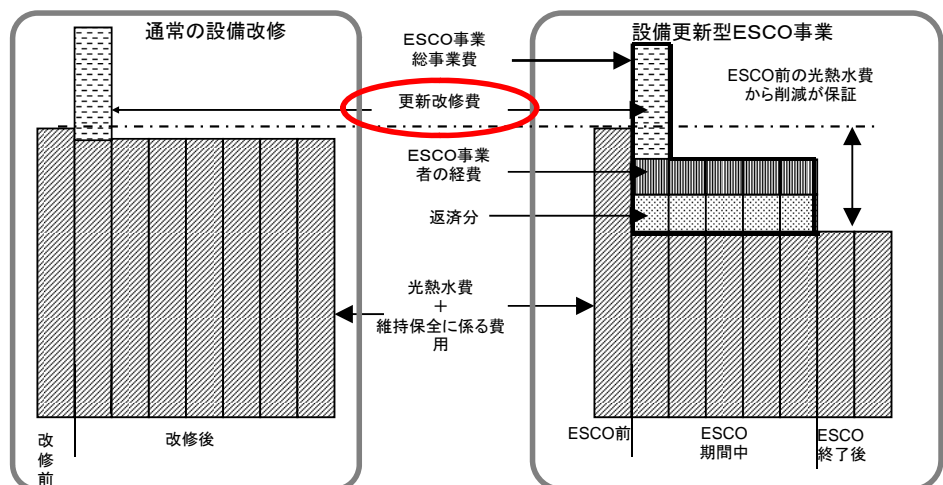
○環境配慮契約法により債務負担行為が延長（5→10年）

長期供用計画を的確に立案し、リスク回避

○設備更新型ESCO事業の導入（設備更新と同時に実施）

設備更新型ESCO事業

- 設備の大規模更新時に確実に検討
- 事業規模の拡大により事業性向上

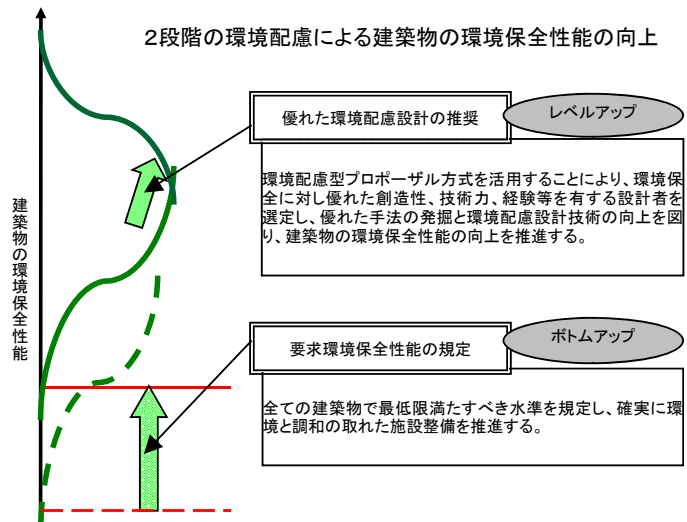
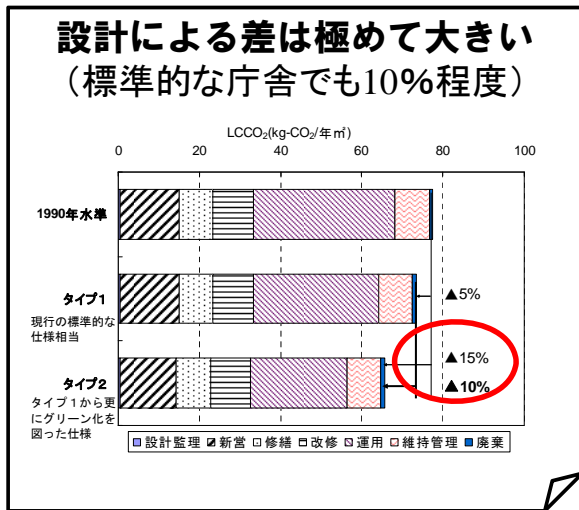


④建築物に係る契約【環境配慮型プロポーザル方式】

◇設計契約において環境配慮

※設計契約は、価格は小さいが性能への影響が大きく、設計段階での環境配慮が有効。

- 環境配慮型プロポーザル方式の導入
- 環境保全性能を定めた発注
- 設計成果のLCCO2ベースでの評価(環境プロポ採用時)



グリーン購入法と環境配慮契約法の対比

項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	・物品・サービスの環境性能を規律 ・一般競争入札の範囲内で環境配慮	・契約の方法などの仕組みを規律 ・契約類型ごとに、総合評価落札方式、プロポーザル方式など 推奨する契約方式を規定
趣旨	・一定の環境性能を満たす物品・サービスの調達を推進	価格等を含め総合的にみて 最善の環境性能 を有する物品・サービスを供給する者と契約
対象機関	・各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等の公共機関 ・地方公共団体等は努力義務	同左
対象品目・契約	紙類、文具類、OA機器、自動車等、制服・作業服、設備、防災備蓄用品、公共工事、役務など 19分野246品目	電力購入、自動車購入・賃貸借、ESC ○事業、建築設計の 4つの契約類型
内容など	・環境物品等の判断基準を閣議決定 ・基本方針に従い、環境配慮調達 ・対象機関が調達結果を公表	・環境配慮契約の方法等を閣議決定 ・基本方針に従い、環境配慮契約 ・対象機関が契約実績を公表